

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和4年12月23日

長野県企業局電気事業課長

1 業務の概要

(1) 業務名

四徳発電所など18発電所の売電業務

(2) 業務の目的

長野県企業局（以下「企業局」という。）の四徳発電所など18か所の水力発電所で発電した電力を、小売電気事業者に売電します。

(3) 業務内容

企業局の四徳発電所など18か所の水力発電所で発電した電力の売電

なお、全18発電所のうち高遠発電所、奥裾花第2発電所、横川蛇石発電所、くだもの里まつかわ発電所、信州もみじ湖発電所、小渋えんまん発電所及び西天竜発電所の7発電所は「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。）の適用を受ける発電所です。

(4) 仕様等

別添四徳発電所など18発電所の売電業務に係る仕様書（案）のとおりに

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

ア 売電単価等

(ア) 非FIT発電所 kWh単価（非化石価値を含む。）

(イ) FIT発電所 上乗せ買取単価の有無及び金額

(ウ) インバランス料金の精算方法

(エ) 二部料金制等その他の提案

イ ブランド価値

ブランド価値を高める方法

ウ 地域貢献

(ア) 県内における電力の地消地産を進める方法

(イ) 地域内経済循環に資する取組

エ 大都市との交流

大都市への供給体制

オ 経営の安定性

(ア) 企業としての経営状況

(イ) 小売電気事業者としての実績

オ その他

企業局事務所等への企業局電力の供給・試運転電力の買取

- ・北信発電管理事務所にある水素ステーションへの企業局電力（非化石価値付）の販売
- ・発電所で使用する電力の供給
- ・与田切、小渋第3、金峰山川、森泉湯川発電所の試運転電力の買取
- ・その他企業局の取組に資する提案

なお、詳細は別紙「四徳発電所など18発電所の売電業務に係る公募型プロポーザル評価基準及び配点」のとおりとします。

(6) 業務の実施場所

四徳発電所（上伊那郡中川村大字大草7039番地）など18か所

(7) 履行期間

令和5年4月1日0時～令和6年3月31日24時

(8) 売電単価の下限

非公表

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき、小売電気事業者（みなし小売り電気事業者を含む。以下同じ。）としての登録を受けている者であること。
- (2) これまでに、FIT法第31条に定める納付金を期限までに納付せず、さらに督促状により指定された期限までに納付しなかったため、同法第34条第4項に基づき国からその事業者名を公表された事業者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (4) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (5) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (6) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (7) 法人にあっては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (9) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書及び誓約書を提出するものとします。提出期限（(5) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

なお、複数者で共同企業体を形成する場合は、参加申込書に代表事業者を明記した上で、すべての者が参加申込書を提出するものとします。

(1) 参加申込書の作成様式

様式1による。

(2) 誓約書の様式

様式2による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

以下の書類を参加申込書に添付してください。

ア 登記簿謄本（過去3か月以内に発行されたもの）

イ 財務諸表（直近3会計年度分の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等）

ウ 小売電気事業者の登録を証するもの

エ 令和3年度の電気の販売実績を証するもの（合計及び都道府県別）

オ 納税証明書（都道府県税、消費税及び地方消費税について滞納がないことを証する過去3か月以内に発行された証明書）

カ 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に関する確認書類

なお、オ及びカについては、「長野県の調達する製造の請負、物品の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）」の「物件の買入れ」の等級がAに格付けされている者であることを証する書類の写しの提出をもって代えることができるものとします。

(4) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570	長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
	長野県企業局電気事業課
	（課長）柳沢 秀信 （担当）荻原 重男
電 話	026-235-7375（直通）
ファクシミリ	026-235-7388
電子メール	kigyo-denki@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和5年1月10日（火）（土曜日、日曜日及び休日^{*}は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

（注）長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。

② 提出先 3(4)に同じ。

③ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに企業局電気事業課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

④ 提出部数 7部（正本1部、写本6部）

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(4)①）の3日前までに、書面により企業局電気事業課長から通知します。

② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により企業局電気事業課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

② 参加申込書提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式4）を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所 3(4)に同じ。

(2) 受付期間 令和4年12月26日（月）から令和5年1月16日（月）まで。
（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(3) 受付時間 午前9時から午後5時まで。

(4) 受付方法 「四徳発電所など18発電所の売電業務に係る公募型プロポーザルに関する業務等質問書業務等質問書」（様式4）をメールにより提出するものとします。

(5) 回答方法 企業局電気事業課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和5年1月20日（金）までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

様式5による。

なお、複数者で共同企業体を形成する場合は、(2)に規定する附表も含めて、代表事業者が提出するものとします。

(2) 企画提案書の附表作成様式

様式5附表による。

(3) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3(4)に同じ。
 - ② 受付期間 令和4年12月26日(月)から令和5年1月16日(月)まで。
(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
 - ③ 受付時間 午前9時から午後5時まで。
 - ④ 受付方法 「四徳発電所など18発電所の売電業務に係る公募型プロポーザルに関する業務等質問書業務等質問書」(様式4)をメールにより提出するものとします。
 - ⑤ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはメールにより回答します。
- (4) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法
- ① 提出期限 令和5年1月25日(水)(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)
 - ② 提出先 3(4)に同じ。
 - ③ 提出部数 7部(正本1部、写本6部)
 - ④ 提出方法 持参又は郵送とします。
ただし、郵送の場合は提出期限までに企業局電気事業課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。
- (5) 企画提案の選定基準
- 別紙「四徳発電所など18発電所の売電業務に係る公募型プロポーザル評価基準及び配点」のとおりとします。
- (6) 企画提案の選定の方法
- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。
なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。
 - ② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。
 - ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所
令和5年1月30日(月) web会議にて実施予定
ア プレゼンテーションの時間、web会議の詳細については各参加者に個別に連絡します。
イ プレゼンテーションは30分以内でお願いします。
- (7) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項
- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により企業局電気事業課長から通知します。
 - ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由(以下「非選定理由」という。)を見積業者非選定通知書により企業局電気事業課長から通知します。
 - ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案評価会議評価書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、企業局電気事業課において閲覧に供します。
- (8) 非選定理由に関する事項
- ① (7)②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日

(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により企業局電気事業課長に対して非該当理由について説明を求められます。

② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び休日は除く。)に書面により回答します。

③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(9) その他の留意事項

① 企画提案書は複数提出することはできません。

② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

③ 提出された企画提案書は、返却しません。

④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添電力需給契約書(案)及び再生可能エネルギー電気の特定卸供給に関する契約書(案)のとおり

8 見積書の提出

(1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内(3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで)に、見積書(様式6)を企業局電気事業課長に提出するものとします。

(2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。

(3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。

(4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載します。

10 その他

(1) 契約書作成の要否
必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
長野県企業局電気事業課
（課長）柳沢 秀信 （担当）荻原 重男
電 話 026-235-7375（直通）
ファクシミリ 026-235-7388
電子メール kigyo-denki@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができません。